

## 04-1 不利益処分

 図表 不利益処分総論

	内 容
意 義	<p>不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、以下のものは、不利益処分には当たらない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分</li> <li>② 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</li> <li>③ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</li> <li>④ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの</li> </ol>
種 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 聴聞 聴聞手続は、主宰者のもと、行政庁と処分の名あて人が、口頭でやりとりをする手続をいう。</li> <li>(2) 弁明の機会の付与 弁明の機会の付与とは、聴聞と比較してより略式の手続で、書面主義がとられているものをいう。</li> </ol>
共通手続	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 処分基準の設定・公開 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 意義 処分基準とは、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう（行政手続法2条8号ハ）。なお、処分基準は、行政規則に分類されるため、国民の権利義務とは関わらない規範である。</li> <li>イ 手続 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（行政手続法12条1項）。判例は、処分基準は、単に行政庁の行政運営上の便宜のためにとどまらず、不利益処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされるものとしている（最判平27.3.3）。</li> </ol> </li> <li>(2) 理由の提示 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 意義 行政庁は、不利益処分をする場合には、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（行政手続法14条1項本文）。理由提示の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。 なお、不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示さなければならない（行政手続法14条3項）。</li> </ol> </li> </ol>

判例

一級建築士免許取消処分事件

一級建築士免許取消処分事件（最判平23.6.7）

事案

X 1 は、国土交通大臣から、建築士法に基づく一級建築士免許取消処分を受け、これに伴い、同事務所の開設者であった X 2 が、建築士事務所登録取消処分を受けた。これに対して、Xらは、本件免許取消処分は、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、これを前提とする本件登録取消処分も違法な処分であるなどとして、これらの各処分の取消しを求めて出訴した。

争点

公にされている処分基準の適用関係を示さずにされた建築士法10条1項2号及び3号に基づく一級建築士免許取消処分は、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き、違法か。

判旨

行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

この見地に立って建築士法10条1項2号又は3号による建築士に対する懲戒処分について見ると、同項2号及び3号の定める処分要件はいずれも抽象的である上、これらに該当する場合に同項所定の戒告、1年以内の業務停止又は免許取消しのいずれの処分を選択するかも処分行政庁の裁量に委ねられている。そして、建築士に対する上記懲戒処分については、処分内容の決定に関し、本件処分基準が定められているところ、本件処分基準は、意見公募の経路など適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされており、しかも、その内容は、多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。

そうすると、建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。

このような本件の事情の下においては、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならないが、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。